

令和6年6月19日

組合員各位

新ひたち野農業協同組合  
代表理事組合長 細谷博之

共済規程の変更について、下記のとおり令和6年5月14日第4回理事会において議決しましたので、定款第52条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、茨城県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、自賠責保険・共済の契約引受・管理等にかかる業界共同システムの導入に伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、共済規程の一部を変更する。

2. 変更時期

令和7年1月1日

3. 新旧対照表

別紙1のとおり

別紙 1

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項 (共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。</u></p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。</u></p> <p><u>2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項 (共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>特約を付すことができない。</u></p> <p>[新設]</p>

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和 7 年 1 月 1 日（行政庁の承認が令和 7 年 1 月 2 日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。